

入 札 説 明 書

令和 8 (2026) 年版栃木県民手帳印刷製本業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和 8 (2026) 年版栃木県民手帳印刷製本業務
- (2) 業務内容 令和 8 (2026) 年版栃木県民手帳印刷製本仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 7 (2025) 年10月 2 日
- (4) 納入場所 栃木県統計協会、市町、書店及び販売店等
(詳細は別途指示あり)

2 競争入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。
大分類「印刷物類」、小分類「一般印刷」
- (3) 入札参加申請日（又は入札通知日）から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は第4号に該当しない者であること。
- (6) 県民手帳の製本又は手帳の製本実績を有する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番20号 栃木県本庁舎本館 7 階統計課内
栃木県統計協会 電話028-623-2252
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
令和 7 (2025) 年 5 月20日（火） 9時から同年 6 月 2 日（月）17時まで栃木県ホームページ上で公開する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和 7 (2025) 年 6 月 12 日 (木) 午後 1 時までに、(1)の場所に、郵送（書留郵便）により提出すること。

入札を 2 回行う場合があるため、1 回目と 2 回目の入札書を別封筒（内封筒）に封入し、それらを外封筒に入れ、「入札書在中」と記載の上、郵送すること。

入札書を封入した封筒は、契約等権限者の印で封かんすること。

イ 開札の日時及び場所

令和 7 (2025) 年 6 月 12 日 (木) 午後 1 時 30 分

栃木県本庁舎本館 7 階生活文化スポーツ部会議室 1

入札参加者の立会いは求めない。

(4) 入札の方法

1 の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア 入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書を令和 7 (2025) 年 6 月 2 日 (月) 午前 11 時までに電子メール等により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については返却しない。

ウ 提出場所 栃木県統計協会 E-mail t.toukeikyokai@iaa.itkeeper.ne.jp

エ 競争参加資格審査結果通知書の通知

令和 7 (2025) 年 6 月 4 日 (水) までに申請者へ電子メール等により通知する。

オ 入札参加資格の取り消し

競争参加資格審査結果通知書を通知した後、2 に掲げる資格を欠くことになった場合は、本件入札の参加資格を取り消すものとする。また、競争参加資格確認申請書及び関係書類に虚偽の記載が認められた場合も、同様とする。

(4) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に質問がある場合には、令和 7 (2025) 年 5 月 23 日 (金) 午前 11 時までに電子メール等により質問すること。

提出場所 栃木県統計協会 E-mail t.toukeikyokai@iaa.itkeeper.ne.jp

イ 質問の内容及び回答は、令和 7 (2025) 年 5 月 26 日 (月) 午後 4 時まで栃木県ホームページ上で公開する。

(5) 入札の無効

入札日当日に指定された場所及び時刻に到着しない入札書、2の入札参加資格のない者の提出した入札書並びに入札に参加しようとする者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、くじにより、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 入札回数

2回目までとする。1回目の入札が不調となった場合は、直ちに2回目の入札を実施する。2回目も不調の場合は、最低入札価格提示者と協議の上決定する。

(9) 積算内訳書の提出

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者は、開札日の翌々日の午後4時までに別紙、積算内訳書を提出しなければならない。

(10) その他入札に関する条件

本業務に関する代金の支払いは、納品検査合格後、令和8(2026)年3月17日（火）までに支払うものとする。